

別記様式第3号（第6条関係）

道鳥獣協発第4号  
令和6年8月30日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

所在地 南都留郡道志村 6181-1  
団体名 道志村鳥獣害防止対策協議会  
代表者 会長 佐藤 光  
(公印省略)

令和5年度山梨県鳥獣被害防止総合対策事業評価報告

令和5年度山梨県鳥獣被害防止総合対策事業の評価について、山梨県鳥獣被害防止総合対策事業実施要領第6条の規定により別添のとおり報告する。

(注) 本様式における押印は省略しても差支えないものとする。

(別添)

令和5年度山梨県鳥獣被害防止総合対策事業 評価報告書

1. 対象地域、実施期間、構成市町村

対象地域	道志村全域
実施期間	令和2年度から令和5年度
構成市町村	道志村

2. 事業実施計画の目標と達成状況

被害金額の軽減目標				被害面積の軽減目標			
現状値 A(万円)	目標値 B(万円)	実績値 C(万円)	達成率 (%) A-C/A-B	現状値 A (ha)	目標値 B (ha)	実績値 C (ha)	達成率 (%) A-C/A-B
カラス 38.5	27.0	33.7	41.74	0.13	0.09	0.12	25.00
カモ 21.7	15.2	20.4	20.00	0.03	0.02	0.03	0.00
シカ 35.8	25.1	32.4	31.78	0.32	0.22	0.29	30.00
イノシシ 5.7	4.0	6.6	▲52.94	0.02	0.01	0.02	0.00
ハクビシン 23.0	16.1	19.8	46.38	0.08	0.06	0.07	50.00
合計 124.7	87.4	112.9	31.64	0.58	0.40	0.53	27.78

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	利用率・稼働率	定量的な事業効果
R2～R5 生息環境管理	・緩衝帯等 整備活動	—	—	—	・緩衝帯整備により鳥獣被害防止柵の効果を発揮できた。 ・捕獲については管理捕獲事業によりおこなっている。

#### 4. 事業実施主体の評価及び定量的な経営状況等

(コメント)

- ・ 生息環境管理により、緩衝帯整備や森林の見回り監視等で概ね計画通り捕獲が実施できた。令和5年度捕獲実績、シカ200頭、イノシシ17頭。
- ・ 防護柵の設置など総合的な鳥獣害防止対策を講じているが、倒木や土砂崩落等で柵が部分的に壊れ、その部分から侵入した鳥獣による被害が大きいことが目標未達成となってしまった主な理由である。破損箇所については、見回りを増やすなどして確認でき次第、修繕をしてはいるものの、野生鳥獣が破損箇所から侵入し、被害が出てしまうことがある。
- ・ また、被害が多い地域には、道志村猟友会に罠設置を増やす等の対策を依頼し一定の効果は出ているが、想定以上に被害が出ている。
- ・ さらに、農家個々の被害防止に対する関心を高めるため、村単独の鳥獣被害防止対策事業補助金制度を村の広報に毎月掲載し、多くの村民に活用してもらおう事で、被害の減少を図っている。

#### 5. 第三者の意見

(コメント)

被害防護柵の設置を増やすなど、被害低減に直結する対策についても検討することを期待する。

- (注) : 1 事業実施計画目標の達成状況が低調である場合は、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱別記1の第6の2の(1)及び(2)に基づき改善計画を作成し、知事に提出すること。
- 2 3の定量的な事業効果には、他事業との連携状況や捕獲効率向上への寄与等も踏まえて、事業の実施により発現した効果を幅広く記入すること。
- 3 4のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
- 4 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を別紙3に具体的に記載し、添付すること。